第二条第百五十四号イ中「これらの規定」を「次に掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項」に改め、同号イに次のように加える。

(1)　平成二十四年旧措置法第六十八条の十第一項の規定

(2)　平成二十五年旧措置法第六十八条の十第一項、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六の規定

(3)　前号イ、ホ又はヘに掲げる規定

第二条第百五十四号ロ中「これらの規定」を「前号イからヘまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項」に改め、同号ハ中「同項」を「前号イからヘまでに掲げる規定に係る同項」に改め、同号を同条第百五十八号とし、同条第百五十三号中「加算されたこれらの規定」を「加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項」に改め、同号に次のように加える。

イ　平成二十三年旧措置法第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六の規定

ロ　平成二十三年十二月旧措置法第六十八条の十第一項若しくは第六項又は第六十八条の十の二第一項の規定

ハ　平成二十四年旧措置法第六十八条の十第一項又は平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第一項の規定

ニ　平成二十五年旧措置法第六十八条の十第一項、平成二十五年旧措置法第六十八条の十六（第一項の表の第二号に係る部分に限る。）、平成二十五年旧措置法第六十八条の二十六、平成二十五年旧措置法第六十八条の二十七（平成二十五年旧措置法第四十五条第一項の表の第一号に係る部分に限る。）、平成二十五年旧措置法第六十八条の二十九、平成二十五年旧措置法第六十八条の三十五又は平成二十五年旧措置法第六十八条の三十六の規定

ホ　平成二十六年旧措置法第六十八条の十第一項若しくは第六項、平成二十六年旧措置法第六十八条の二十、平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七（平成二十六年旧措置法第四十五条第一項の表の第二号から第四号まで及び平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七第二項に係る部分に限る。）、平成二十六年旧措置法第六十八条の三十一又は平成二十六年旧措置法第六十八条の三十五の規定

ヘ　措置法第六十八条の十第一項若しくは第六項、第六十八条の十一第一項若しくは第二項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の三第一項、第六十八条の十五の四第一項、第六十八条の十五の六第一項若しくは第二項、第六十八条の十六、第六十八条の十七、第六十八条の十九、第六十八条の二十四から第六十八条の二十七まで、第六十八条の二十九又は第六十八条の三十一から第六十八条の三十六までの規定

第二条第百五十三号を同条第百五十七号とし、同条第百四十九号から第百五十二号までを四号ずつ繰り下げ、同条第百四十八号を同条第百五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十二　平成二十六年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百四十七号を同条第百五十号とし、同条第百四十三号から第百四十六号までを三号ずつ繰り下げ、同条第百四十二号を同条第百四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十五　平成二十六年旧措置法第六十八条の三十一第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百四十一号を削り、同条第百四十号イに次のように加える。

(5)　措置法第四十五条第一項の表の第五号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

第二条第百四十号を同条第百四十三号とし、同条第百三十九号を削り、同条第百三十八号中「第六十八条の二十六第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同号を同条第百四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十二　平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七第一項（平成二十六年旧措置法第四十五条第一項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）又は平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七第一項の規定　次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　平成二十六年旧措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

(2)　平成二十六年旧措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

(3)　平成二十六年旧措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

ロ　平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七第二項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百三十五号を同条第百三十六号とし、同条第百三十四号を同条第百三十五号とし、同条第百三十三号を同条第百三十四号とし、同条第百三十二号を同条第百三十三号とし、同条第百三十一号を同条第百三十二号とし、同条第百三十号を同条第百三十一号とし、同条第百二十九号を同条第百三十号とし、同条第百二十八号を同条第百二十九号とし、同条第百二十七号を同条第百二十八号とし、同条第百二十六号を同条第百二十七号とし、同条第百二十五号を同条第百二十六号とし、同条第百二十四号を同条第百二十五号とし、同条第百二十三号を同条第百二十四号とし、同条第百二十二号を同条第百二十三号とし、同条第百二十一号を同条第百二十二号とし、同条第百二十号を同条第百二十一号とし、同条第百十九号を同条第百二十号とし、同条第百十八号を同条第百十九号とし、同条第百十七号を同条第百十八号とし、同条第百十六号を同条第百十七号とし、同条第百十五号を同条第百十六号とし、同条第百十四号を同条第百十五号とし、同条第百十三号を同条第百十四号とし、同条第百十二号を同条第百十三号とし、同条第百十一号を同条第百十二号とし、同条第百十号を同条第百十一号とし、同条第百九号を同条第百十号とし、同条第百八号を同条第百九号とし、同条第百七号を同条第百八号とし、同条第百六号を同条第百七号とし、同条第百五号を同条第百六号とし、同条第百四号を同条第百五号とし、同条第百三号を同条第百四号とし、同条第百二号を同条第百三号とし、同条第百一号を同条第百二号とし、同条第百号を同条第百一号とし、同条第九十九号を同条第百号とし、同条第九十八号を同条第九十九号とし、同条第九十七号を同条第九十八号とし、同条第九十六号を同条第九十七号とし、同条第九十五号を同条第九十六号とし、同条第九十四号を同条第九十五号とし、同条第九十三号を同条第九十四号とし、同条第九十二号を同条第九十三号とし、同条第九十一号を同条第九十二号とし、同条第九十号を同条第九十一号とし、同条第八十九号を同条第九十号とし、同条第八十八号を同条第八十九号とし、同条第八十七号を同条第八十八号とし、同条第八十六号を同条第八十七号とし、同条第八十五号を同条第八十六号とし、同条第八十四号を同条第八十五号とし、同条第八十三号を同条第八十四号とし、同条第八十二号を同条第八十三号とし、同条第八十一号を同条第八十二号とし、同条第八十号を同条第八十一号とし、同条第七十九号を同条第八十号とし、同条第七十八号を同条第七十九号とし、同条第七十七号を同条第七十八号とし、同条第七十六号を同条第七十七号とし、同条第七十五号を同条第七十六号とし、同条第七十四号を同条第七十五号とし、同条第七十三号を同条第七十四号とし、同条第七十二号を同条第七十三号とし、同条第七十一号を同条第七十二号とし、同条第七十号を同条第七十一号とし、同条第六十九号を同条第七十号とし、同条第六十八号を同条第六十九号とし、同条第六十七号を同条第六十八号とし、同条第六十六号を同条第六十七号とし、同条第六十五号を同条第六十六号とし、同条第六十四号を同条第六十五号とし、同条第六十三号を同条第六十四号とし、同条第六十二号を同条第六十三号とし、同条第六十一号を同条第六十二号とし、同条第六十号を同条第六十一号とし、同条第五十九号を同条第六十号とし、同条第五十八号を同条第五十九号とし、同条第五十七号を同条第五十八号とし、同条第五十六号を同条第五十七号とし、同条第五十五号を同条第五十六号とし、同条第五十四号を同条第五十五号とし、同条第五十三号を同条第五十四号とし、同条第五十二号を同条第五十三号とし、同条第五十一号を同条第五十二号とし、同条第五十号を同条第五十一号とし、同条第四十九号を同条第五十号とし、同条第四十八号を同条第四十九号とし、同条第四十七号を同条第四十八号とし、同条第四十六号を同条第四十七号とし、同条第四十五号を同条第四十六号とし、同条第四十四号を同条第四十五号とし、同条第四十三号を同条第四十四号とし、同条第四十二号を同条第四十三号とし、同条第四十一号を同条第四十二号とし、同条第四十号を同条第四十一号とし、同条第三十九号を同条第四十号とし、同条第三十八号を同条第三十九号とし、同条第三十七号を同条第三十八号とし、同条第三十六号を同条第三十七号とし、同条第三十五号を同条第三十六号とし、同条第三十四号を同条第三十五号とし、同条第三十三号を同条第三十四号とし、同条第三十二号を同条第三十三号とし、同条第三十一号を同条第三十二号とし、同条第三十号を同条第三十一号とし、同条第二十九号を同条第三十号とし、同条第二十八号を同条第二十九号とし、同条第二十七号を同条第二十八号とし、同条第二十六号を同条第二十七号とし、同条第二十五号を同条第二十六号とし、同条第二十四号を同条第二十五号とし、同条第二十三号を同条第二十四号とし、同条第二十二号を同条第二十三号とし、同条第二十一号を同条第二十二号とし、同条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号を同条第十八号とし、同条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号を同条第十五号とし、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

百三十六　措置法第六十八条の十七第一項又は第二項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

第二条第百三十一号を削り、同条第百三十号中「同項の」を「同項（平成二十六年改正法附則第百十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」に、「（同項」を「（措置法第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十四　措置法第六十八条の十五の六第一項から第五項まで若しくは第七項又は同条第八項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十五の六第一項から第五項までの規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十五の六第七項又は同条第八項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第七項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）